

令和4年3月（第1回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第29号宇部市犯罪被害者等支援条例制定の件外3件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果であります。議案第29号については全会一致をもって、議案第30号から第32号までについては賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第29号宇部市犯罪被害者等支援条例制定の件についてです。

これは、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安全に、かつ安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、条例を制定するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、本条例が制定されることによって、今までの犯罪被害者への支援策と異なる新たな施策の実施はあるのか。また、これまでは、山口県の被害者支援連絡協議会及び宇部地区の被害者支援連絡協議会の両者が犯罪被害者への支援を担ってきたが、今後本市を含め、どのような体制となるのかただしたところ、このたびの条例制定により、本市は、犯罪被害者に現実的な支援策を新たに実施するものである。具体的には、本案第9条の経済的負担の軽減にある遺族見舞金や傷害見舞金を犯罪被害者に対し支給する。この見舞金は、本制度趣旨を踏まえ、予算額を超えた場合でも、補正措置などし、対応されたいとの意見を聴いている。

今後は、これまで支援を担ってきた各協議会等関係機関との連携強化を図り、それらの機関より随時意見聴取しながら、制度の推進に取り組

むとのことでした。

次に、条例施行後、本市の支援状況に関する報告や公表に関する規定がないが、議会に対する報告はどのようになるのかただしたところ、

このたびの支援策については、来年度から開始する新制度であるため、条例に規定するまでもなく、報告や公表については適宜行うべきであると考えているとのことでした。

次に、第3条第1項の基本理念において、憲法の「基本的人権の尊重」の理念が明文化されていないのはなぜかただしたところ、まず、本市の全ての条例において、憲法における基本的人権を明文化しておらず、他の条例とのバランスや個別性を考慮し、本案についても明文化しないと判断したためである。次に、そもそも、国や県の上位法には基本的人権の考え方が溶け込んでおり、本案はそれらを受けて制定しているという背景があるため、あえて明文化するまでもないとの考えによるものであるとのことでした。

次に、第18条の支援の制限では、「市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適当でないとき、犯罪被害者等の支援を行わないことができる」と規定しているが、これはどのような状況を想定しているのかただしたところ、これは、例えば、被害者自身が犯罪行為を誘発した際、被害者の責に帰すべき場合や、被害者が暴力団員である場合などである。暴力団員というのは、日常的に暴力を加えられる、あるいは被害を受ける環境にある組織に属していると判断されることから、このたび条例で規定したものであるとのことでした。

以上のような質疑の後、一部委員から本案に対する修正案が提出され、提出者から以下のような提案説明がなされました。

まず、原案第3条第1項中、「犯罪被害者等」を「日本国憲法における基本的人権の尊重の理念に基づき、犯罪被害者等」に改める。これは、日本国憲法における個人の尊厳の確保、基本原理であり、基本的人権の尊重は、個人の尊厳の確保に直結するものであることから、このたびの条例制定に当たり、はっきりと明文化する必要があるためである。

次に、第19条を第20条とし、第18条の次に次の一条を加える。第19条の見出しは「実施状況の報告等」とし、その条文は「市長は、毎年度、犯罪被害者等支援の実施状況を議会に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。」を追加するものである。これは、条例施行後の実施を担保し、また、定期的な被害に対する報告、それから市民に対する公表を明文化しておく必要があると考えるため、追加するものであるとのことでした。

続いて、修正案に対する質疑がなされましたので、その主なものを申し上げます。

まず、修正案第3条については、本案の基本理念がむしろ曖昧に帰してしまう。すなわち、憲法における基本的人権の尊重は、全てに対する憲法上の原則であり、その根底には、個人の尊厳を守るという原理（憲法第13条）があることから、犯罪被害者等が尊厳原理によって立つふさわしい処遇を受ける権利があるという原案のほうが、分かりやすく、具体性があるため、原案が条例としてふさわしいと考える。

次に、第19条を追加する修正案については、議会に報告すべき事項等があれば、市の責務として、当然に報告されることである。改めて条文を追加し、義務付けする必要はなく、むしろ、被害者のプライバシー保護（憲法第13条）の観点、さらに二次的被害防止を図るためにも、実施状況の報告や市民への公表を明文化して義務づけることはふさわしくないと考えるが、本修正案を提出する理由はなぜかただしたところ、

修正案の第19条については、詳細な報告を求めているのではなく、原則、プライバシーや二次的被害防止に努めるべきであると認識しているが、犯罪被害者救済の制度に係る本条例を制定する以上、報告そのものが必要であると考えたためとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決を行った結果、まず本修正案については賛成少数をもって否決となり、次いで、原案については、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件について

てです。

これは、特別職の非常勤職員としている婦人相談員の身分を会計年度任用職員に移行すること、その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、婦人相談員の業務実績についてただしたところ、当該業務については、男女共同参画センターにおいて、男女の人権やDV等の被害に関する相談に応じているところである。現在、婦人相談員1名とその補助につく男女共同参画センターの指定管理職員7人程度が交代で業務に当たり、その実績については、令和2年度の相談件数は延べ877件になる。このたびの条例改正によって、婦人相談員が会計年度任用職員となるが、現行の体制のまま、相談業務を行うとのことでした。

次に、条例改正後の婦人相談員の旅費は会計年度任用職員に準ずることであるが、支給額は幾らかただしたところ、婦人相談員の業務実績に合わせて支給し、自己負担分はないとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件についてです。

これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げ、未就学児に係る均等割保険料の軽減、その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主なものを申し上げます。

まず、このたび改正により、未就学児にかかる保険料均等割額の減額対象となる被保険者数についてただしたところ、令和4年1月15日時点の対象者は587人になるとのことでした。

次に、今回の条例改正における保険料の変更については、どのように

市民周知するのかなかただしたところ、6月に送付する保険料納入通知書に同封するパンフレットに掲載するとともに、市ウェブサイト等により周知を図りたいとのことでした。

次に、今後医療費全体が増えれば、賦課限度額の引き上げが続き、被保険者の負担増につながると考えるが、保険料抑制に関する取組は検討しているのかなかただしたところ、賦課限度額については、昨年度はコロナの影響を勘案し据え置いたままであったものの、このたびは、国の法改正に伴い、2年ぶりに引き上げることになる。しかしながら、本市の国保料については、これまでも基金取り崩しを行うなど被保険者の負担増にならないよう、保険料の抑制に努めてきたところである。今後とも引き続き保険料抑制への取組を検討していきたいとのことでした。

以上のような質疑の後、一部委員から本案に対する修正案が提出され、提出者から以下のような提案説明がなされました。

本修正案については、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を現行のままとするもので、基礎賦課限度額63万円から65万円へ引き上げるところを63万円の現行どおりに、また、後期高齢者支援金等賦課限度額19万円から20万円に改めるものを19万円に維持するものであるとのことでした。

続いて、修正案に対する質疑がなされましたので、その主なものを申し上げます。

本修正案を提出する意図についてただしたところ、このたびの改正による賦課限度額の引き上げについて、厚生労働省は、低所得者中間層に配慮したものと説明しているが、配慮と言うのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げて、国民の負担全体を軽減することが筋である。

本市の国民健康保険においても、令和4年2月末時点現在の現年度分の滞納世帯数は2,629世帯と12.3%の割合である。高過ぎる国保料のため払いたくても払えない人が多いという中、賦課限度額の引き上げというのは、被保険者間での負担をやりくりすることになり、負担増の回避であり、問題の先送りにしかならない。

国保は、住民の命、健康を守る社会保障の制度であり、地方自治体が、

独自に公費を繰り入れて、住民の負担軽減の努力をするというのは、制度の本旨にかなったものだと考える。

したがって、一般会計からの大幅な繰入れや基金の取り崩しをし、高過ぎる保険料の根本的な引き下げが求められることから、このたびの賦課限度額の改正に関し、修正案を提出するとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決を行った結果、まず、本修正案については賛成少数をもって否決となり、次いで、原案については、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例制定の件についてです。

これは、宇部市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する計画を策定するため、教育委員会の諮問に応じ調査審議等を行う宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会を設置するものです。

本案の審査の過程でなされた主なものを申し上げます。

まず、このたびの条例制定の目的は、今後想定される少子化の進展を背景に、児童生徒の教育環境の最適化を図るためとのことであるが、この審議会の設置名には「小中学校適正規模・適正配置」との言葉が使われている。これでは、審議会の設置目的が小中学校統合計画と受けとめられないか懸念する。あくまでも、このたびの条例の目的を前面に掲げるような配慮が必要であったと考えるが、その見解はいかなるものかただしたところ、本条例制定に当たって、まずは原点として、子供たちの最適な教育環境の提供を第一義的に考えている。

一方、審議会の名称を宇部市立小中学校適正規模・適正配置とするのは、これからの審議の中で、将来あるべき学校の姿から考えていただくという意味合いを込め、あえて適正規模・適正配置という名称を置いたものである。

また、審議過程においては、アンケートの実施やワークショップの開催など、広く意見を募るとともに、適正規模・適正配置について、市民

への理解を求め、決して前のめりにならず、まず中立な立場からスタートさせることとしている。

今後、あらゆる選択肢を視野に入れ、中立な立場から全市的に検討するとのことでした。

次に、学校の適正規模・適正配置計画における審議会の役割についてただしたところ、本審議会は、子供たちに最適な教育環境を提供するため、小中学校の適正規模や基準を調査審議し、教育委員会に答申するものである。教育委員会としては、この答申を踏まえ、個別に対象校の適正化を検討することとし、答申については、2回程度と想定している。また、今回の学校の適正規模・適正配置計画の策定期間は約10年と考えているとのことでした。

次に、教育環境の整備に関しては様々な課題があり、特に地域の理解や協力は不可欠なものと考えているが、このたびの計画の実現化に向けて、市民意識の醸成についてはどのような取組を考えているのかただしたところ、まずは、審議会の答申結果を市民に示し、その後、計画の形が定まる段階においてパブリックコメントを実施する。市民には、子供たちのあるべき姿から検討されるよう繰り返し説明するとともに、地域に対しては、計画の経緯を丁寧に説明したいと考えている。

計画の実現化に向けては、地域や保護者との協力は欠かせないものであるため、教育委員会だけではなく、あらゆる関係機関とも連携し取り組むものとしているとのことでした。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会における審査の概要であります。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はございません。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、文教民生委員会の報告を終わります。